

## しみず年金定期預金規定

平素は、私ども清水銀行をお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

お預け入れいただきました預金は、本規定で定めた条項によるほか、「しみず定期預金規定集」の自動継続自由金利型定期預金（M型）[単利型]に基づき取扱いいたしますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

### 1.（預入対象者）

当行に年金受取口座を持っているか、又は新規に年金を振込指定する個人とします。

### 2.（預け入れ）

この預金の預け入れは一口100円以上とし、期間1年の利払式自動継続自由金利型定期預金（M型）の証書式とします。

### 3.（お預け入れ限度額）

お一人様、200万円まで複数口座にて預け入れできます。

### 4.（自動継続）

この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間で自動継続方式（利払式）にて書替されます。

### 5.（適用利率）

（1）この預金の利息は、預入時の自由金利型定期預金（M型）スーパー定期の利率（店頭表示利率）に0.1%上乗せした利率を満期日まで適用します。なお、当行にて新たに年金の振込をご指定頂ける場合には、スーパー定期の利率（店頭表示利率）に0.2%上乗せした利率を初回満期日まで適用します。

（2）自動継続後は、自動継続時の自由金利型定期預金（M型）スーパー定期の利率（店頭表示利率）に0.1%上乗せした利率を満期日まで適用します。

### 6.（規定の変更等）

（1）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（2）前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

2019年10月1日現在